

## 1 きょうとこどもの城づくり事業について

(総括)  
 各施策が、子どもやその保護者の安心できる居場所として機能するとともに、学習支援や体験機会の提供等により子どもの健全な成長に寄与している。また、課題を抱える子どもや大人を関係機関につなぐ拠点としての役割や、地域における交流の場としての機能など、支援制度へのアクセス向上や孤独孤立の解消に一定効果がでている。一方で、各施策の支援者側の人材確保や支援拠点の地域偏在等に課題がある。

項番	事業名	事業概要	実施状況	当事者や支援者の声	評価と課題	今後の施策の方向性	担当課	該当頁
1	ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業	ひとり親家庭特有の悩みや不安を持つ子どもと保護者が気軽に交流し安心して集うことができる居場所を提供し、こどもの生活習慣の確立と学習習慣の定着に向けて支援	・箇所数：21→36箇所（H28→R5） ・R3より送迎型加算を追加。 ・現行計画期間中に発生した新型コロナウイルスへの対応においては、R3より、実施日数に応じてコロナ加算を措置するとともに、こどもの居場所等を通じた食料品や生活必需品、学用品を緊急配布を実施 ・コロナや物価高騰の影響も踏まえて、食材費の高騰分への支援や年末年始等の特別な催しの開催費を支援を実施	・こどもの居場所に通うことで、生活習慣や学習習慣が身についた。 ・多年代の子ども達と交流することで、子ども自身の精神的な成長に繋がった。 ・地域における居場所が、連鎖する貧困を解消する精神的な支えになっている。 ・余裕の無い日常生活では体験できないクッキングや工作などを子どもが楽しんでおり、親子の会話も多くなった。 ・学習面での遅れがあるが、年齢を遡って根気よく向き合ってもらい感謝している。	【評価】 ・実施箇所は着実に増加しており、概ね府内全域での実施ができていて、子ども自身の精神的な成長に繋がった。 ・送迎加算の追加など、より多くの方が利用できるよう参加者の利便性向上に取り組んでいる。 ・配布事業等を通じて、今まで繋がりの無かった世帯にもアプローチすることができており、居場所利用者や登録者数の増加にも繋がっている。 【課題】 ・地域によって実施箇所数にばらつきがあり、地域偏在の解消が必要。 ・府主体で実施し、地域のニーズ把握が不十分なため、市町村との連携が必要。	こども家庭庁が策定した「こどもの居場所づくり指針」も踏まえて、ひとり親家庭などの特定の課題に応じた居場所や、誰もが集まれる居場所など、役割機能を整理し、市町村と連携して、引き続き府内の居場所づくりの推進を図っていく。	家庭・青少年支援課	2
2	きょうと子ども食堂開設・運営支援事業	子ども食堂の開設と運営を支援	・箇所数：37→77箇所（H29→R5） ・現行計画期間中に発生した新型コロナウイルスへの対応においては、R3より、日単価を1,000円増加する加算措置を実施。 ・コロナや物価高騰の影響も踏まえて、食材費の高騰分への支援や年末年始等の特別な催しの開催費を支援を実施	・家や学校では見せない顔を食堂では見ることができる。 ・孤立している子ども達から親のこころ、友人のこころ、学校での生きづらさなどを話すことができる場になっている。 ・近隣住民の農家の方から食材提供をもらうなど、地域の交流の場として機能している。 ・調理体験等による食育の推進を図れている。	【評価】 ・実施箇所は着実に増加しており、概ね府内全域での実施ができていて、食事の提供だけでなく、学校や行政と連携する団体もあり、地域における交流拠点としての役割を担うようになってきている。 【課題】 ・地域によって実施箇所数にばらつきがあり、地域偏在の解消が必要。 ・府主体で実施し、地域のニーズ把握が不十分なため、市町村との連携が必要。 ・地域の高齢者等が活動の中心であり、学生ボランティアなどのスタッフ確保が必要。	・引き続き様々な課題を抱える子どもやその保護者を福祉施策に繋ぐ入口として取り組むとともに、地域における交流の場としても推進を図っていく。 ・身近な地域である市町村による支援が広がっていくように後方支援を行っていく。	家庭・青少年支援課	2,8

## 1 きょうとこどもの城づくり事業について

3	子どもの未来づくりサポーター事業	大学生などの若い世代が中心となって取り組む子どもの貧困対策に係る取り組みを支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箇所数：4 → 最大8箇所（H28→R5）</li> <li>・ コロナの状況を踏まえ、対象事業を一部変更するなどして柔軟に事業を展開。</li> </ul>	<p>世代が近い大学生等が企画立案したことで、子ども達が貴重な体験、経験ができ、支援者にも良い経験となった。</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業開始当初から一定の数の団体申請があり、また学生団体の中で担当者が事業を引き継ぐなどしており、事業が根付いている。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H28事業開始当初から実施地域は、大学が所在する亀岡以南に限られており、地域偏在の解消が必要。</li> <li>・ 大学等からの支援を得ている学生団体等に申請が限られており、幅広い事業展開が必要。</li> </ul>	R5年度で終了し、R6年度以降は他事業を活用しながら推進。	家庭・青少年支援課	2
4	こどもの城づくり支援事業	きょうとフードセンターによるこどもの城関係団体への寄付食材マッチングを実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野菜やパンなどの食材について、提供者とこどもの居場所や子ども食堂などの事業者とのマッチングを行った。</li> <li>・ マッチング件数 463件（R5）</li> <li>・ 人材確保事業や相談事業により、ボランティア登録の協力依頼や助成金活用等に関するセミナーを実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食材の提供により子ども達への食事提供を十分に行うことができ、助かっている。</li> <li>・ 事業者と受け取り先の施設との関係性や連携状況により、利用のハードルについて違いがある。</li> </ul>	<p>【評価】</p> <p>事業者の継続的な運営に当たっては、食材や人材、財源の確保が課題であり、当事業による活動支援は一定役割を果たしている。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定的な食材提供のために、提供先の確保や提供方法の改善が必要。</li> <li>・ 人材確保面において、特に学生など支援に関心のある層への情報発信の方法について、改善が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者が継続的・安定的に活動が行えるよう、引き続き当事業を通じて後方支援を行っていく。</li> <li>・ 令和6年度からは、企業開拓を行うコーディネーターの配置を開始しており、提供者の確保をより推進することとしている。</li> </ul>	家庭・青少年支援課	2
5	地域未来塾	様々な課題を抱える子どもを対象に、原則無料で地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」を支援し、身近な学習環境の整備を推進する。	<p>箇所数等：6市町（組合）17箇所17校 → 11市町（組合）41箇所54校（H27→R5）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校でわからなかったところの復習ができた。</li> <li>・ 自分でしっかりと学習する力がついていた。</li> <li>・ 学習に自信を持って取り組めるようになった。</li> <li>・ 勉強する時間が増えた。</li> </ul>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導者の個別指導や学習環境の変化による参加生徒の学習意欲の向上につながっている。</li> <li>・ 子どもたちにとって安心できる居場所となっている。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの学力に応じた指導者人材の確保と育成が必要。</li> </ul>	地域社会全体で子どもの学びや育ちを支える環境づくりを引き続き推進していく。	社会教育課	7

1 きょうとこどもの城づくり事業について

6	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯及び生活保護世帯の中 学生等を対象とした学習支援を中心 とした居場所を設置し、学力や学習 習慣の向上を支援する。	・ 箇所数：2→6箇所（H28→R5） ・ 参加人数：H28 13人→R5 32人 ※府は町村部のみ対象	・ 本人の志望校の内容に則した対策 を行い、志望する高校や大学等に進 学することができた。 ・ 苦手分野を個別にサポートするな ど個々の能力に応じた指導により学 力の向上を図ることができた。 ・ 定期的な開催により学習習慣を身 につけることができた。 ・ 学習能力の向上により自己肯定感 が上昇した。 ・ 受験期で不安定になるメンタル面 のサポートを行うことで心のケアが できた。	【評価】 ・ 学習支援を中心に実施しており、 志望先に合格するなど成果が出てい る。 ・ 学習習慣の向上により、成績がよ くなり、成功体験による自己肯定感 の上昇など学習以上の効果も出てい る。 【課題】 ・ 担い手となる業者が少なく、対応 できる子どもに限りがあるため、担 い手を確保し、利用できる子どもの 拡大に努める必要がある。	当該事業については、令和元年度に 「こどもの居場所づくり事業」から 「こどもの学習・生活支援事業」に 変更され、「貧困の連鎖」防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援を主に実施。引き続き貧困の連鎖防止のため、居場所や家庭訪問、オンライン等での学習支援を実施していく。	地域福祉推進課	7
7	フリースクール連携推進事業	府認定フリースクールが実施する学 校と連携した教育活動への助成を行 う。	・ 箇所数：6施設を対象（継続） ・ 500千円／1施設を上限に支援。 ・ 該当施設に通所する児童生徒の学 校と連携した体験活動及び保護者を 含めた教育相談活動等の補助として 実施している。 ・ 該当施設には、原籍校との間で通 所児童生徒の成績評価等に関する円 滑な情報交換を実施することとして いる。	・ 体験活動に補助が出ることで、家 庭の負担が減り、様々な体験の機会 を設定することができる。 ・ 外に出にくい子どもが体験活動を とおして得る学びは、非常に大きい ものがあると考ええる。	【評価】 ・ 各施設がそれぞれの特徴を生かし て、通所する児童生徒が様々な体験 活動を行う機会を提供できている。 ・ 児童生徒、保護者への相談支援の 場を確保できている。 【課題】 事業開始時と比べ、不登校児童生 徒、フリースクールの数が増えてい るため、より効果的な支援の在り方 について検討が必要。	不登校児童生徒の居場所のひとつと して、民間フリースクールが果たし ている役割は大きい。該当する児童 生徒へのより効果的な支援のあり方 については、現状を踏まえて検討す る必要がある。	学校教育課	8

## 2 教育と福祉の連携について

(総括)  
 福祉施策等につなぐ役割をもつ「まなび・生活アドバイザー」等を中心に、児童生徒やその家庭の課題について、教員も含めた関係者によって組織的に解決する仕組みの構築が進んでいる。ただし、学校によって連携状況に差があるなど、府内全域での支援体制の整備という点では課題がある。今後も、課題を抱える児童生徒が適切な支援を受けられるよう、現状や課題の認識を共有しつつ、教育と福祉の連携を一層推進し、支援体制の充実を図っていく。

項番	事業名	事業概要	実施状況	当事者や支援者の声	評価と課題	施策の方向性	担当課	該当頁
1	学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備 (学校プラットフォーム)	学校プラットフォームをより効果的に継続させ、小中高すべての校種において府域全体の取組となるよう、支援の仕組みを構築する。	ソーシャルワークの視点で支援を行う「まなび・生活アドバイザー」を各校に配置・派遣し、福祉的な視点からの支援を行うとともに、関係機関との連携体制を構築している。	教員による家庭訪問や面談の中で、虐待が疑われる内容、経済的な課題などの相談があった際、まなび・生活アドバイザーと協働することで適切な福祉的支援へとつなぐことができた。	【評価】 配置校の多くでは、コーディネーターとなる教員を中心に、まなび・生活アドバイザーの支援活動やケース会議を行うための校内システムが機能的に構築されており、教職員についても、様々な問題を関係諸機関と連携して組織的に解決する認識の共有が進んでいる。 【課題】 学校によって連携状況に差がある。また、教職員によっても連携の意識にばらつきがあるため、府内全域で適切な連携体制が構築できるよう、一層の取組が必要。	引き続き、まなび・生活アドバイザー等の専門人材を学校体制に適切に位置付け、学校をプラットフォームとして効果的に機能させることで、子どもを支援することができるよう、福祉関係者をはじめとする諸機関との連携を図っていく。	家庭・青少年支援課 学校教育課	1
2	京都式「学力向上教育サポーター」事業	まなび・生活アドバイザーの専門性を高めるとともに、対外的な機関との連携の在り方や児童生徒の生活習慣・学習習慣確立に向けた効果的な支援の在り方について理解を深める研修を実施する。	学校におけるまなび・生活アドバイザーの効果的な活用促進を目的として、4月に担当教員研修会、7月・9月に夏季研修会、3月に配置校説明会を実施している。 4月 まなび・生活アドバイザー担当教員対象 7月・9月 まなび・生活アドバイザー対象 3月 まなび・生活アドバイザー配置校担当教員（管理職）対象	・家庭への支援等について、教員だけでは対応することが困難な事例に対し、まなび・生活アドバイザーが福祉の視点での働きかけを行うことにより、児童生徒の課題が改善されることにつながっている。 ・就労困難になった貧困家庭に対し、まなび・生活アドバイザーが保護者に働きかけた結果、生活保護の受給申請がなされた事例 ・関係機関との連携による家庭支援の結果、該当生徒の不登校傾向が解消された事例がある。	【評価】 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけを行っている。児童生徒本人や保護者への相談活動、関係機関との連携等の「直接支援」や児童生徒のアセスメント（見立て）の実施や教員への助言、ケース会議への参加、教員への校内研修の実施等の「間接支援」を行うことで、継続した支援が行われるよう努めている。 【課題】 まなび・生活アドバイザーの技量については常にブラッシュアップする必要があるため、研修をとおして、アセスメントとプランニングによる間接支援の技量の向上を図る。	安定した児童生徒支援に向けて社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つまなび・生活アドバイザーの配置校数・時間数を充実させるために、採用数（応募数）を増やす取組が必要である。	学校教育課	1,5,6,9

## 2 教育と福祉の連携について

3	京都式「学力向上教育サポーター」事業 (まなび・生活アドバイザーの配置・派遣)	退職教員や社会福祉士を府内の小・中学校に「まなび・生活アドバイザー」として配置するとともに、未配置校にも社会福祉士を派遣できる体制を整備することにより、福祉関係機関等との連携を通じたネットワークづくりを実施する。	府内小・中・義務教育学校及び府立高等学校、府立特別支援学校に配置。 小学校 拠点校 29校 派遣校 163校 中学校 拠点校 40校 派遣校 54校 市費拠点 2校	同上	同上	同上	学校教育課	1
4	京都式「学力向上教育サポーター」事業 (社会福祉士、臨床心理士等の派遣)	困難な家庭環境にある子どもの状況を学校で把握し、教育的、福祉的観点からの学習・生活支援策を検討・実施できるよう未配置校にも社会福祉士、臨床心理士等を派遣できる体制を整備する。	・まなび・生活アドバイザーの未配置校へは、「派遣校」として各拠点校から派遣している。(月1回、1回4時間) ・不登校児童生徒支援拠点整備事業として府内11か所の教育支援センター(適応指導教室)に配置し、通所している児童生徒への支援及びアウトリーチによる学校・児童生徒への支援の促進を進めている。	同上	同上	同上	学校教育課	1
5	幼児教育の質向上・課題解決事業	京都府の幼児教育の拠点として設置した京都府幼児教育センターを中心に、幼児教育アドバイザーの配置や関係機関との更なる連携体制の構築を通して、幼児教育の質の向上や小学校教育への円滑な接続を図る。	・府内のすべての幼児教育施設で質の高い教育・保育の実施ができるよう、教育庁学校教育課、文化生活部文教課、健康福祉部子ども・子育て総合支援室が一体となり、各種事業を実施するとともに公私立幼稚園・保育所・認定子ども園を通じた協働ネットワークを構築している。 ・各幼児教育施設からの要請により、幼児教育アドバイザーを派遣し、保護者との関わり方や、児童福祉の観点からの子育て、親育て等について助言を行っている。 (R5:125件) ・幼小の円滑な接続のために幼小の指導者が協働してカリキュラムの開発や改善ができるように指導助言を行っている。	・「こどもまんなか」という視点で考えることで、幼児の行動を肯定的に捉えられるようになってきた。 ・子どもが意思決定できるような子どもと保育教諭との関係性が大切であることを学んだ。 ・答えを言わず、プロセスを大切にしていく。子どもが試せる環境をつくっていくことが大切だということを学んだ。 ・カウンセリングの3原則やケースワークの7原則を踏まえて家庭に誠実に寄り添い、こどもを中心に考えて支援することの大切さを知った。	【評価】 幼児教育アドバイザー派遣を中心とした各種事業をとおして幼児教育施設のニーズに応じた指導助言を行い、質の高い教育・保育の実現を図っている。 【課題】 ・市町村の幼児教育関連機関等との連絡交流の充実を図る。	・すべての子どものウェルビーイングの実現に向け、アドバイザー派遣等の各種事業を推進し、幼児教育の質の向上を図る。 ・こどもをまんなかにおいて幼小の円滑な接続を実現することで、だれ一人取り残さない切れ目のない支援につなげる。	学校教育課	2,4

## 2 教育と福祉の連携について

6	家庭教育アドバイザーの配置	子育てピア（子育て世代包括支援センター）等と連携し、家庭教育に悩みや不安を抱える家庭への訪問など、就学前から就学後にわたって切れ目のない支援を実施する。	・箇所数：3市町3小学校区→2市町2小学校区（R1→R5） ・R元年度からR3年度の3年間で積み上げた実践を普及させるため、R4年度からは新たな2市町村で実施	・こども園や中学校の様子もわかり、保小中の連携から兄弟関係の課題に協力して取り組みやすくなった。 ・地域のつながりもあり、地域でのしんどさについても気軽に話ができる。	【評価】 ・関係機関等と地域における保護者支援体制が構築できた。 ・関係機関等と連携し、保護者への対応を行うことで、登校渋り等の早期解消につながっている。 【課題】 ・アドバイザーの配置されていない地域においても支援手法が活用されるように、支援モデルの普及が必要である。	教育と福祉との連携をより一層進め、必要な支援や関係機関にタイムリーにつなぐ「マイナス1歳」からの保護者支援体制の構築を推進する。	社会教育課	4
7	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー総合支援センターを中心に、当事者や社会全体への広報啓発や、相談から適切な支援につなげるための仕組みづくりを実施するとともに、こどもの居場所においてヤングケアラーへの支援を実施	京都府ヤングケアラー総合支援センターにおいて、当事者やその家族、支援者への相談支援や、チラシ等による広報啓発、関係機関向けの研修や当事者同士の集いの場であるオンラインコミュニティを実施。 ・相談実績 延べ901件(R5) 延べ478件(R5) ・福祉部局と教育委員会が連携し、府内全小中高校生（小学校は高学年以上）にチラシやクリアファイル等を配布。	・「ヤングケアラー」という言葉の周知には当事者やその家族が傷つかないような配慮が必要。 ・オンラインコミュニティの場では、学校の友達や家族には言えないようことも話せる。 ・関係性の無いところからいきなり支援するといわれても拒絶してしまう人は多いと思う。 ・家庭環境に貧困、虐待、ネグレクトなどの課題を複合的に抱えていることも多いので、ほっと一息つくための居場所が求められている。	【評価】 ・相談件数や研修の講師派遣回数は増加傾向にあり、福祉部局と教育委員会の連携等によりセンターの広報啓発が一定進められた結果と考えられる。 ・オンラインコミュニティには、一定数参加があり、安心できる場として機能していると考えられる。 【課題】 18歳未満からの相談件数は少なく、当事者自身を相談窓口につなぐことは十分にできておらず、周りの大人を通じて支援につなげるなど、引き続き当事者、支援者双方への広報啓発が必要。	・総合窓口の機能として、ヤングケアラー相談支援センターによる相談支援や広報啓発、研修等を引き続き行うとともに、各地域における支援体制構築が重要であることから、市町村に対して後方支援を行っていく。 ・福祉と教育の連携を今後も基盤に据えて支援を行っていく。 ・オンラインコミュニティでの当事者同士の居場所や、こどもの居場所における身近な地域での支援は重要であると考えており、継続して実施できるよう進めていく。	家庭・青少年支援課	7.10